

植物検疫の現場から(11)

リレー随筆

サツマイモと移動取締り

青い海、紺碧の空、常夏の島沖縄。その玄関口である那覇空港の到着ラウンジ内では、ターンテーブルの真ん中に「植物検疫にご協力ください」というタイトルで、「沖縄県のサツマイモ等は移動が禁止されています。」と書かれた、白地の少しおしゃれな立看板が目止まる。

これは、那覇植物防疫事務所が本土から来る旅行者に対し、同じ日本国内であっても沖縄県には本土等へ持ち出しが禁止されている植物などがあることを、到着時に知ってもらうために設置したものである。

今回は、昭和47年5月に沖縄県が日本復帰して以来取り組んできている植物類の移動禁止・制限に関連した業務について紹介したい。

移動禁止等措置の内容

わが国では、ミカンコミバエ、ウリミバエ、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、サツマイモノメイガ及びアフリカマイマイの6種類の害虫を対象に、これらが発生している沖縄、奄美、小笠原諸島からの寄主植物等の本土への移動禁止措置がとられてきた。

沖縄県は、日本復帰とともに国の助成によりミバエ類の根絶事業を開始し、莫大な労力と経費及び年月をかけて、昭和61年にミカンコミバエ、平成5年にウリミバエを一掃し、すべての果物類や果菜類が自由に持ち出せるようになり、沖縄農業の発展に大きく寄与するようになった。しかし、現在でも、サツマイモ、エンツァイ、アサガオなどの植物は、本土へ持ち出しが禁止されている。

移動禁止植物の取締り

当所では、県内の海空港において、本土に出発する旅客が携行する手荷物、チッキ、あるいは貨物について、持ち出しができない植物があるかどうか関係者の協力を得ながら、取締りを実施している。植物防疫官は、旅客がサツマイモなどの移動禁止植物を持ち出そうとしていることがわかった場合、持ち出しが禁止されている旨を十分説明し、相手に所有権を放棄してもらうか、あるいは見送り人がいる場合は持ち帰ってもらう。とにかく、人様が持ち出そうとするのを阻止しなければならないので、特に慎重な言葉使いと対応が必要である。それでも、時として、怒られたり、泣きつかれたりすることもあるが、持ち出しを認めるわけにもいかず、顔は笑顔で、心は鬼にして相手が持ち出しを諦めるまで粘り強く説得することを心掛

けている。

広報活動

移動禁止植物等の持ち出しを未然に防ぐには、前述の取締り業務も大切だが、並行して県民や観光客に対して、沖縄から本土に持ち出せない植物があることを広く知らせることが重要である。このため、全国の植物防疫所では、年3回の広報強化週間を設けて広報に努めている。当所でも期間中、空港で旅客にリーフレットを手渡したり、県内の関係官公署、郵便局、海運・航空会社、宅配業者、宿泊施設、旅行業者、大手スーパー、公設市場、青果業者などに植物防疫官がポスターやリーフレットを配布し、協力を依頼し、報道機関には移動禁止内容の放映や記事の掲載を依頼している。

この期間以外でも海空港の国内線出発ロビー内にポスターの掲示やリーフレットを常備し、広報に努めており、特にサツマイモの収穫最盛期には、生産地の役場や農協、観光客向けの土産物店等へ巡回して広報にあたっている。

ミバエ類が発生していた頃は、移動禁止植物等の移動阻止実績が年間1,000~3,000件あり、そのうち、サツマイモなどは20~50件程度で推移していたが、平成4年にNHKで放映された「琉球の風」というテレビドラマの中で「紅イモ（炊くと中身が紫色になるサツマイモ）」が紹介され、近年のヘルシー食品ブームも手伝って人気が高まり、お土産として持ち帰ろうとする観光客が増え、移動阻止実績も平成5年には355件と急増した。このため、当所では観光地の土産物店を中心に広報の強化を図り、平成6年には270件と若干の減少をみている。

おわりに

当所では、サツマイモについて移動解禁に向けた蒸熱処理による消毒技術開発に取り組んできたが、実用化の目途がついたことから、蒸熱処理されたサツマイモが、本土に持ち出せる日も近いと思われる。

また、沖縄県、鹿児島県においては、平成6年度から国の助成を受けて、サツマイモの対象害虫の根絶実証事業が開始されており、当所としても、この事業に対し積極的に指導・協力を行っている。

私たちとしても、沖縄県からあらゆる植物が自由に持ち出せる日が1日も早く来ることを切望している。

(那覇植物防疫事務所国内課 川下 貴)